

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成9年1月及び同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から10年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月21日から11年1月1日まで

A社に勤務していた期間の給与支給明細書を所持しており、給与支給額及び厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、国（厚生労働省）の記録の標準報酬月額よりも高額であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成9年1月及び同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から10年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は30万円に訂正

することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年11月から17年8月までは30万円、同年9月は28万円、同年10月から18年1月までは32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月から同年12月までは32万円、19年1月から同年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月1日から19年5月1日まで

A社に勤務していた期間の給与支給明細書を所持しており、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、国（厚生労働省）の記録の標準報酬月額よりも高額であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年11月から17年8月までは30万円、同年9月は28万円、同年10月から18年1月までは32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は

30 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 32 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 32 万円、19 年 1 月から同年 4 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している元従業員は、申立人が A 社に勤務していたと証言しており、申立人が入社した当時の先輩として氏名を記憶している元従業員は、「私は、昭和 47 年 4 月 8 日に A 社に入社した。申立人は、私よりも後に入社した。」と証言していることから、申立人が同社に入社したのは同年 4 月以降であったことがうかがえる。

しかしながら、上記元従業員のうちの一人及び他の一人は、「入社して 3 か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言している上、上記の先輩であったとする元従業員の厚生年金保険の資格取得日は、その記憶する入社日から約 8 か月後となっていることがオンライン記録から確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員を採用して数か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえるところ、申立人は、昭和 47 年 11 月 26 日には別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、勤務期間についての申立人の記憶は明確でない上、B 社は、「資料が無いため、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 27 日から同年 6 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が一緒に勤務したと記憶する元同僚の証言から、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 3 年 2 月 27 日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同年 6 月 1 日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は既に解散している上、同社の元事業主及び申立期間当時に同社の社会保険事務担当者として申立人が氏名を記憶している元従業員に照会したものの、いずれからも回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様に、A 社において、申立期間に被保険者資格を喪失している者が 87 人確認でき、このうちの 16 人の申立期間は国民年金の保険料納付済期間又は免除期間となっている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

A事業所が保管する賞与支給明細書及び賃金台帳から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る賞与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が、申立人の賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。